



会員情報

内田産業 株式会社

基本情報

代表者名

内田 潤

本社所在地

〒664-0028 伊丹市西野5丁目180

TEL

072-744-2528

FAX

072-744-2589

ホームページ

<https://uchidametal.com/>

積替保管（産廃）

積替保管（特管）

コメント欄

産業廃棄物

【収集】

県

市

廃塑 紙 木 繊 ゴ 金 ガ 建

【処分】

県

市

【最終処分】

県

市

特別管理産業廃棄物

【収集】

県

市

【処分】

県

市

【最終処分】

県

市

許可品目の略称

産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
略称	品目／説明	略称	品目／説明
燃 汚泥 廃油 廃酸 廃ア 廃ブ 紙 木 織 残渣 動固 ゴ 金 ガ 鉱 建 動尿 動死 ば 13号	燃えがら 汚泥（泥状のもの） 廃油（潤滑油、洗浄用油など） 廃酸（酸性の廃液） 廃アルカリ（アルカリ性の廃液） 廃プラスチック類 紙くず 木くず 織維くず 動物又は植物に係る固形状不要物（動植物性残渣） 動物系固形不要物（と畜場等から発生した動物に係る固形状の不要物） ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず （製造所から出るセメントくず・廃石膏ボードなど、建に属するものを除く） 鉱さい（高炉・電気炉などの残渣、不良鉱石など） がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類するもの） 動物のふん尿（畜産農業から排出されるもの） 動物の死体（畜産農業から排出されるもの） ばいじん（ばい煙発生施設等から出るばいじんであって、集じん施設で集められたもの） 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（政令第2条第13号に記載されているもの）	廃油 廃酸 廃ア 感 P P汚 P処 鉱 廃石 ば 燃 汚泥 水銀	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類） 廃酸（pH2.0以下の酸性廃液） 廃アルカリ（pH12.5以上のアルカリ性廃液） 感染性産業廃棄物（血液等が付着した注射針など） 廃PCB（PCBを含む廃油もしくはPCBが付着、封入したもの） PCB汚染物 廃PCB等又はPCB汚染物の処理物 鉱さい（有害物質を含む鉱さい） 廃石綿（石綿及び石綿が付着している恐れのあるもの） ばいじん（有害物質を含むばいじん） 燃えがら（有害物質を含む燃料残渣） 汚泥（有害物質を含む汚泥） 廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く）